広報みさき

◇広報をみんながよんでよい暮し◇

発行所　愛媛県三崎町役場
編集　三崎町役場総務課
印刷所　大登印刷所

人の動き

38年3月末現在

世帯数		2,232
総人口		11,031
〃	男	5,286
〃	女	5,745
出生		16
死亡		18
転入		38
転出		37

納税

5月	6月
固定資産税	町民税
第1期分	第1期分
納期限	納期限
5月末日まで	6月末日まで

地方統一選挙 投票日 市町村長 市町村議会議員 =4月30日

投票用紙は 町長(黒刷) 議員(赤刷)

四月三十日は、市町村長並市町村議会議員の地方統一選挙が行なわれます。

私達の一票が、私達の生活をきめる大切な役目を果たしますので棄権したり無効になつたりしないよう権利を正しく行使いたしましょう。」

入場券を持つて投票所へ

投票日の前日までに投票所入場券を区長、常会長さんを通じて選挙人の皆さんにお渡しいたします。投票当日はこの入場券を持つて投票所へおいでくださるようお願いいたします。

投票時間

午前七時より午後六時まで

選挙人は当日午前七時より午後六時までの間に投票所へ行き自分で記載して投票するのが原則となつています。

しかし、事情があつて、当日投票所へ行き投票することができない人は不在者投票、投票所までは行けるが身体の故障、文盲のため字の書けない人は代理投票ができます。

不在者投票

◎不在者投票をすることのできる者。

選挙人で次の事由のどれかにあて入る場合は不在者投票ができます

①投票日に三崎町外で仕事をしなければならない人

②投票日にやむを得ない用事のため三崎町外に旅行又は滞在しなければならない人

③投票日に病気、けが、不具、産褥にあるため歩くことが非常に困難であると考えられる人。

④監獄、少年院若しくは婦人補導院にいる人。

⑤三崎町以外の地方から三崎町に一時滞在される方で投票日に前の住所地に帰つて投票できない人。

◎不在者投票の方法

①現在三崎町内に居るが、投票日には不在又は病気等で歩けない見込みの人で今の中に三崎町で不在者投票をすませたい人は、印かんを持つて役場か支所へ来てそのことを申し出てください。不在者投票をすることができます。

「病気等で歩けない見込みの人」というのは、投票当日頃は出産が予想される妊婦や手術をするので投票当日頃は病床にあるか又はその他の病気で歩くことが困難な人などがあてはまります。

②三崎町に選挙権を有する人が町外に居りそこで不在者投票をしようとする場合は郵便で三崎町選挙管理委員会へ不在者投票用紙・同封筒を請求してください。この場合、請求書類が違つていると書類を訂正している間に合わないことになりますから、最寄りの市町村役場で聞いて請求して下さい。

この請求によつて、不在者投票用紙・同封筒・同証明書が本人に送られますので自宅で書いたり、封筒を開いたりしないで送つてきたまま最寄りの市町村役場へ行つて投票してください。

指定病院（三崎町内にはありません）、少年院、監獄、婦人補導院にいる人、総トン数二十屯以上の船舶、三十屯以上の漁船の船員はその施設や船舶で不在者投票ができます。

なお、施設の長、船長は本人にかわつて一括して不在者投票用紙・同封筒を請求することができます（この場合は証明書をつける必要はありません。）

③三崎町以外の地方から三崎町に一時滞在される人で不在者投票をする場合は前の住所地の選挙管理委員会へ不在者投票用紙・同封筒を郵便で請求できます。此場合も送られて来た不在者投票用紙・同封筒・同証明書はそのまま三崎町役場へ持つて来てください

◎不在者投票用紙・同封筒を請求するにはその理由が書いてある証明書をつけなければなりません。

①三崎町外で仕事をするために不在者投票をする人。

イ、勤務先の会社、事業所の長、又はその代理人の証明。

ロ個人の商店の場合は店主の証明。

ハ、自分で営業している場合は自分で証明

ニ、家事に従事の場合は世帯主の証明。

ホ、学生は学校長の証明

②三崎町外で旅行又は滞在中のため不在者投票をする人。

イ、旅行前に三崎町で不在者投票をする場合は三崎町長の証明

ロ、旅行先又は滞在先で不在者投票をする場合は旅行又は滞在先の市町村長の証明

ハ、会社等の仕事のことで出張する場合は社長又はその代理人の証明

③病気、けがなどで不在者投票をする人。

イ、医師の証明。

④出産のため不在者投票をする人。

イ、医師又は助産婦の証明

⑤三崎町以外の地方から一時滞在される人が不在者投票をする場合

イ、三崎町長の証明

代理投票

身体の故障、文盲などのため字の書けない人は代理投票ができますから投票所でその旨申し出てください。

これは字の書けない選挙人が指定する候補者を補助者(二名)が代理記載してくれるものです。

開票は翌日

開票は翌日開票で、三崎小、中学校講堂において始めます。

三崎町の選挙人はこの開票の模様を参観することができます。

ただし、会場がせまいので五十人迄に制限しております。

この一票明るいくらしの窓ひらく

国民年金の報償金について

国民年金の保険料の納期限は四月五月六月分の保険料を七月八月九月分の保険料を十月末日までに十月十一月十二月分の保険料を一月末日までに一月二月三月分の保険料を四月末日までにとなつておりその期限内に納めればよいことになつておりますがこの保険料を納めやすくするために全国的に毎月納入も実施しております三崎町も毎月納入を立前として一ヶ月一ヶ月保険料を徴収しております。

このほか職業により或は人によつて一年分以上の保険料の前納を希望するかたもだんだんそのの数を増しておりますので本年四月より前納割引のほかに前納保償金別も、併せ実施することになりましたので左記の点よくごらんのうえ精々御利用ください。

尚前納期間は一年以上であれば何年でも結構です又何月から始めてもよいことになつておりますから適当な月から始めてください。

前納を希望されるかたはまえもつて国民年金係へご連絡ください

㈠前納割引

年五分五厘となつておりますから一月百円の保険料に対して年三十円一月百五十円の保険料に対して年四十円

㈡報償金

保険料の三分となつておりますから一月百円の保険料に対して年三十五円一月百五十円の保険料に対して年五十二円

㈠㈡が合算されますので百円の保険料に対して年六十五円百五十の保険料に対して年九十二円

税務課からのお知らせ

◎町県民税の申告されていない方へ！

去る三月二十日で締切りました町県民税の申告書を提出しなかつた方は基礎控除はいたしますが残念ながらその他の諸控除は法により一切できないことになつています。このことは昨年からお知らせいたしておりますがここにも更にお知らせいたします。

◎税金を前納されると報償金があります

今年も、固定資産税や町県民税を一年間分、前納されますと法に定めている通り報償金をそれぞれ計算して支払いたします。三十七年度に延べ二百十人の方より前納がありました今年は更にこれ以上前納があるよう期待しております。

昭和38年1月26日執行 愛媛県知事選挙における各投票区別の投票状況調べ

(注)(二)(三)表は、有権者のみ記載　(一)

投票区別＼区分	有権者数(補充人名簿を含む)	投票者数	棄権者数	投票率%
第1投票区(三崎高浦)	1,714	1,370	344	79.93
第2投票区(串)	557	443	114	79.53
第3投票区(佐田、大佐田、井之浦)	577	439	138	76.08
第4投票区(与侈)	477	376	101	78.83
第5投票区(正野)	632	467	165	73.89
第6投票区(二名津)	725	612	113	84.41
第7投票区(名取)	590	449	141	76.10
第8投票区(松)	482	383	99	79.46
第9投票区(盤木)	274	185	89	67.52
第10投票区(朗神)	224	189	35	84.38
第11投票区(平磯)	98	77	21	78.57
計	6,350	4,990	1,360	78.58

第1投票区の有権者数(二)

部落名	有権者数(補充人名簿を含む)
須賀	225
中村	164
上	163
札場	190
杉山	182
中西	120
大坂	71
赤本	93
川尾	95
中ヤ	90
トバ	1
ザ之浦	76
サリ	62
エ	182
高瀬	1,714
計	

第3投票区の有権者数(三)

部落名	有権者数(補充人名簿を含む)
佐田	118
大田浦	213
井野	246
計	577

昭和38年度当初予算きまる

一般会計 八九、九七二、五〇〇円

昭和37年度追加更正予算も

昭和三十八年第一回定例町議会は三月十八日に招集、十八日本会議、二十日産業建設並びに文教厚生委員会、二十二日総務委員会、二十五日本会議と審議を行い、次の議案を原案通り可決致しました。

議案第一号　港湾修築事業費起債について（一〇〇万円）
議案第二号　簡易水道事業費起債について（六〇〇万円）
議案第四号　辺地開発事業費起債について（五〇〇万円）
議案第五号　低開発事業費起債について（一〇〇万円）
議案第六号　新義務教育整備事業費起債について（一五〇万円）
議案第七号　昭和三十七年度三崎町歳入歳出予算制定について
議案第八号　昭和三十七年度三崎町上水道特別会計歳入歳出追加更正予算制定について
議案第九号　昭和三十七年度三崎町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算制定について
議案第十号　昭和三十七年度三崎町西部簡易水道新設事業に対する継続費の繰越設定について
議案第十一号　昭和三十八年度三崎町歳入歳出予算制定について
議案第十二号　昭和三十八年度三崎町簡易水道特別会計歳入歳出予算制定について
議案第十三号　昭和三十八年度三崎町国民健康保険特別会計歳入歳出予算制定について
議案第十四号　一時借入金に関する件
議案第十五号　一時借入金に関する件
議案第十六号　一時借入金に関する件
議案第十七号　一時借入金に関する件
議案第十八号　財政再建計画変更に関する件
議案第十九号　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について
議案第二十号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
議案第二十一号　三崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
議案第二十二号　三崎町課設置条例の一部を改正する条例の設定について
議案第二十三号　三崎町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について
議案第二十四号　報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について
議案第二十五号　三崎町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
議案第二十六号　三崎町伝染病患者食費、薬価徴収条例の設定について
議案第二十七号　専決処分に対し承認を求めることについて（知事選挙委託費に対する支出）
議案第二十八号　三崎町国民健康保険直営診療施設設置特別会計の設定について
議案第二十九号　三崎町国民健康保険直営診療施設の設置について
議案第三十号　昭和三十七年度三崎町国民健康保険串診療所建設事業費起債について
議案第三十一号　昭和三十七年度三崎町国民健康保険直営診療施設設置特別会計才入才出予算制定について

昭和38年度三崎町一般会計歳入歳出予算集計表

歳入 款	本年度予算額	前年度予算額	増減
町税	15,217,900	13,353,200	1,864,700
地方交付税	44,300,000	35,000,000	9,300,000
財産収入	0	0	0
使用料、手数料	920,100	780,400	139,700
国庫支出金	3,665,000	3,314,200	350,980
県支出金	245,000	209,000	36,000
寄附金	160,500	79,500	81,000
繰入金	0	0	0
繰越金	0	0	0
雑収入	0	0	0
町債	23,292,000	30,509,000	△ 7,217,000
計	89,972,500	83,367,120	4,605,380

歳出 款	本年度予算額	前年度予算額	増減
議会費	2,398,620	1,949,472	449,148
役場費	17,824,860	14,381,712	3,443,148
消防費	1,640,689	1,220,509	420,180
土木費	9,017,000	4,505,600	4,511,400
教育費	10,194,030	9,155,365	1,038,665
社会及労働施設費	4,507,500	3,513,530	993,970
保険衛生費	422,000	409,400	12,600
産業経済費	620,900	1,169,836	△ 548,936
財産費	225,000	225,000	0
統計調査費	5,000	3,000	2,000
選挙費	266,500	35,000	231,500
公債費	10,609,000	10,033,000	576,000
諸支出金	29,971,980	36,554,500	△ 6,582,520
予備費	269,421	211,196	58,225
計	87,972,500	83,367,120	4,605,380

昭和37年度三崎町一般会計歳入歳出追加更正予算集計表

歳入 款	前回迄の累計	追加更正豫算額	計
税収入	15,486,700	0	15,486,700
地方交付税	43,300,000	4,499,000	47,799,000
財産収入	60,000	0	60,000
使用料、手数料	780,400	0	780,400
国庫支出金	9,466,062	554,736	10,020,798
県支出金	2,706,807	2,028,390	4,735,197
寄附金	163,500	1,670,000	1,833,500
雑収入	122,000	0	122,000
町債	32,500,000	7,500,000	40,000,000
計	104,585,469	16,252,126	120,837,595

歳出 款	前回迄の累計	追加更正豫算額	計
議会費	2,009,012	24,388	2,033,400
役場費	14,544,298	1,106,498	15,650,796
消防費	1,637,509	0	1,637,509
土木費	16,556,950	11,805,091	28,362,041
教育費	15,336,513	351,664	15,688,177
社会及労働施設費	3,626,030	1,422,331	5,048,361
保検衛生費	635,400	252,075	887,475
産業経済費	1,139,997	75,300	1,215,297
財産費	455,000	0	455,000
統計費	17,420	63,100	80,520
選挙費	628;814	0	628,814
公債費	10,033,000	0	10,033,000
諸支出金	37,708,500	1,096,000	38,804,500
予備費	257,026	55,679	312,705
計	104,585,469	16,252,126	120,837,595

通信記念日にちなんで

皆さん逓信記念日をご存じですか。四月二十日は逓信記念日です。

この日は今から九十二年前の明治四年四月二十日（旧暦の三月一日）に東京大阪間で現在行なわれている近代郵便制度が初めて実施された事を記念する日です。

その頃は、早便で東京ー大阪間が三日から三日半、普通便で一週間もかゝったものがわずか三十六時間で手紙が届くというので国民を驚かしたものでした。

その後明治八年一月に郵便貯金事業を、また大正五年十月に簡易保険事業を採り入れて現在の郵政事業の基礎を築き上げましたが、逓信省（今の郵政省）ではこの郵便制度の第一歩をふみだした日を祝して、昭和九年からこの日を逓信記念日と定め、ことしは第三十回目にあたります。

この記念日には、全国的に記念式典や永年勤続功労者、事業優績者、発明考案者および部外の功労者の表彰を行なったり、主要都市の郵便局にそれぞれ知識人、著名人等を「一日局長」に招待するなど、いろいろな記念行事を行なって創業当事の労苦をしのび、今後いっそう事業の拡張整備につとめ、公共の福祉増進に寄与することとしています。

また、このほか四月二十日から一週間を郵便週間とし、事業について理解を深め、特に次の事がらについて協力をお願いする運動をおこすこととしています。

「郵便外務員に理解と協力を」

郵便物を各戸に遅滞なく、正確に配達することが郵便外務員の責務です。雨の日も風の日も、うまずたゆまない配達さんのご苦労に感謝しご協力をお願いします。

○あて名は正しくはっきりと
○表札をかゝげて郵便受を作りましょう。
○犬をはなし飼いにせずつないでおきましょう。
○転居した時は転居届を出しましょう。
○ポストを大切にいたましましょう。

ポストは町のたいせつな施設です。いたずらなどをしないで愛護して下さい。

また、全国郵便切手売捌組合連合会では、郵便週間に呼応して、この期間を「ポスト愛護週間」とし、ポストの清掃などを行ないます。

小暴力の追放運動始まる！

三崎警察官派出所
三崎町防犯対策協議会

⊙小暴力の追放は、人に迷惑をかける行為をなくすることです
⊙社会のきまりを守らないことが大きな犯罪につながります。
⊙小さなことをそのままにすることが、社会を乱す第一歩です

(一)こんな行為をなくしましょう

○酒に酔って、人にからんだり乱暴をする
○婦女子などの前に立ちふさがり、またつきまとう。
○駅や港などで、並んでいる列に威勢をしめして割り込む。
○公会堂や劇場で乱暴をし、大勢の人に迷惑をかける。
○ごみ箱をひっくり返したり、道路へ持ち出して交通を妨げる
○映画館へ無料入場、バスや汽車に無賃乗車する。
○正当な理由がなく刃物を持ち歩く。
○はいっていけないところへはいり、建物などに落書をする。
○防犯灯をこわしたりいたずらで消したりする。
○大きな音を出して隣近所に迷惑をかける

(二)新入学生のお父さん、お母さんへ

桜の花の咲く四月、新らしい服、帽子、ランドセルで入学された子供さんが希望と幸福に胸をふくらませて学校に通よわれますが、この子供さん達は今まで道路を一人で歩くことは少なく、又交通の規則もよく知らないため、交通事故の犠牲となる場合が大変多いようです。可愛いお子さんを交通事故から守るため次のことをお守り下さい。

⊙お父さんお母さん方は

1 先ず子供さんと一諸に学校まで歩いてみて、一番安全な道を選びましょう。
2 安全色である黄色い帽子をできる限り、かぶらせるようにしましょう。
3 安全な通学ができるまで信頼できる近所の上級生に連れていってもらうよう頼みましょう。
4 自動車のすぐ前や後を横切らせないようにしましょう。

⊙自動車やオートバイを運転している方は

1 子供さんが道路を横断し又は横断しようとしているときは、必ず除行、又は一時停止しましょう。
2 子供さんは道路を歩いていて急に中央へかけ出すことが多いので、その様子に十分注意して下さい。

赤字解消の状況　単位千円

	年度	当初計画	現状赤字解消額	当初計画対比赤字解消計画比	各年度末赤字残額	備考
赤字解消終了年度	33年末				55515	昭和34年12月再建計画承認
	34	4959	4959	0	50556	
	35	5700	7347	1647	43209	年度始の当初計画5700に対し7347を解消赤字解消計画対比1647の増
	36	5700	7200	1500	36009	5700に対し7200を解消赤字解消計画対比1500の増
決算見込	37	5700	6517	817	29492	5700に対し6517を解消赤字解消計画対比817の決算見込増
赤字解消未終了年度	38	5700	5700	0	23792	
	39	5700	5700	0	18092	
	40	5700	5700	0	12392	
	41	5700	5700	0	6692	一年繰上償還の予定
	42	5700	5700	0	992	
	43	4956	992	△ 3962	0	△は減を示す即ち赤字992を解消して3962の黒字となる
	合計	55515	55515	0		

財政再建計画について

財政再建許画は昭和三十四年から十年計画で行なわれていますが、昭和三十七年度の赤字解消計画は六、五一七千円であります。

まず合併当初、昭和三十一年の合併の時の赤字は旧三崎が一一、三二四千円、旧神松名村が八、七四二千円、計二〇、〇六六千円でした。

昭和三十三年度末には、三崎講堂、役場庁舎建築、公営住宅、三崎ー二名津間の道路建設及び土地代等のため、五五、五一五千円に増大し、昭和三十四年度に国の監督下に赤字解消と取り組み、年々、赤字財政の運営を続けていますが昭和四十一年までに短縮できるよう努力しております。

別表は昭和三十四年以来の赤字解消の状況です。